

## 年金を受給されている皆さま

### マイナンバー(社会保障・税番号)制度に関する重要なお知らせ

平成28年1月より施行されたマイナンバー制度におきましては、マイナンバーを社会保障分野・税分野・災害対策分野等の行政手続きで使用することとされておりますが、当基金においても「年金給付・一時金給付に係る支払調書作成事務」を利用目的として、税分野の行政手続きで使用いたします。

そこで、当基金から支払いが行われる受給者さま等からマイナンバーを取得する必要がありますが、ご本人さまの郵送費用等の負担を勘案し、「企業年金等に関する特定個人情報の取扱い準則」に基づいて、当基金では受給者さまのマイナンバーを企業年金連合会(※)から取得することといたしましたので、原則として受給者さまからマイナンバーをご提出いただく必要はありません。

企業年金連合会から受給者の皆さまのマイナンバーを取得するにあたり、当基金は「特定個人情報の取扱いに関する基本方針」及び「特定個人情報取扱規程」を策定し、厳正な管理の下、安全かつ適切に取扱いますので、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

※企業年金連合会は、企業年金制度を短期間(10年未満)で退職した方への年金給付や複数の企業年金に加入した方の記録の一元管理、各種情報提供等を行っている公的機関です。

当基金が直接電話をかけてマイナンバーを聞き出すことはありません。

不審な電話にご注意ください。

上記についてのお問い合わせは外食産業ジェフ厚生年金基金までお願いいたします。